

大田区幼児教育振興プログラム〈2024〉

共に遊び 共に育ち合い 学びに向かう おおたっこ



令和6年4月
大田区教育委員会

©大田区

目 次

I 計画策定の趣旨	1
II 本プログラムの性格と位置付け	1
III 計画期間	3
IV 基本理念	3
V 大田区の幼児教育がめざすこどもの姿	5
VI 基本的な考え方と具体的な取組	6～12
1 幼稚園・保育所の教育内容の充実	6
2 幼稚園教諭・保育士の資質向上	8
3 地域に根ざした幼稚園・保育所づくりの推進	9
4 特別支援教育の推進	10
5 幼稚園・保育所と小学校・中学校との連携の推進	11
6 家庭や地域に対する子育て支援の充実	12
VII 本プログラムにおける幼児教育センターの役割	13
VIII 本プログラムに関わる関係機関等	15

I 計画策定の趣旨

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児（*1）は、生活や遊びにおける直接的・具体的な体験をとおして、情緒的・知的な発達や社会性を養い、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。

学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、こどもたちの多様性にも配慮した上で、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全てのこどもに対して格差なく質の高い教育・保育を提供することが大切です。

本区では、大田区基本構想で掲げた区の将来像を実現するため、大田区基本計画を策定しております。その分野別個別計画として、令和6年3月に「おおた教育ビジョン」を策定しております。「おおた教育ビジョン」では、豊かな心の育成、健やかな体の育成、そして乳幼児期から中学校までの一貫性のある教育の充実を目指しております。

幼児教育については、平成16年7月に、「大田区における子育て支援・幼児教育の基本的な考え方」をまとめ、平成17年4月に、幼児教育センターを設置しました。そして、平成18年3月に「大田区幼児教育振興プログラム」を、平成29年3月には「大田区幼児教育振興プログラム〈改訂版〉」を策定しております。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。さらに、平成30年4月には、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が完全実施されております。

令和5年4月には、こども家庭庁が発足し、今後も幼稚園、保育所、小学校において連続した幼児教育への取り組みや制度整備も予定されております。幼児教育の重要性がますます高まっている現状を踏まえ、今後の大田区の幼児教育に共通する基本的な考え方と具体的な取組を示すべく、「大田区幼児教育振興プログラム〈2024〉」を策定しました。

*1：本プログラムでは、幼児という言葉を「生まれてから小学校に就学する前までのこども」と広義にとらえています。

II 本プログラムの性格と位置付け

(1) 性格

大田区の将来を担うこどもたちの健全な育成を図るため、こどもの発達にとって重要な時期である幼児期の教育と、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を計画的・系統的に進めるためのプログラムです。

(2) 位置付け

本プログラムは、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、おおた教育ビジョンを踏まえ、大田区の幼児教育に共通する基本的な考え方を示すとともに、幼稚園・保育所・小学校等の幼児教育関係機関における今後の具体的な取組を示したものです。

大田区幼児教育振興プログラム〈2024〉の位置付け

子どもの権利条約（平成6年批准）

区の動き

国の動き

大田区基本構想

大田区教育大綱

大田区基本計画

整合

理念を共有

分野別個別計画

- 教育基本法（平成18年12月改正）
- 子ども・子育て関連3法（平成24年8月制定）
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月施行）
- 子ども・子育て支援新制度（平成27年4月本格施行）
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月完全実施）
- こども基本法（令和4年6月制定）
- こども家庭庁設置法（令和4年6月制定）

おおた教育ビジョン（令和6年度～令和10年度）

〈理念〉笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます

【個別目標3】

一人ひとりが個性と能力を発揮するための基礎となる力を育成します

豊かな心の育成

乳幼児期から中学校までの一貫性のある教育の充実

健やかな体の育成

大田区幼児教育振興プログラム〈2024〉

Ⅲ 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。

Ⅳ 基本理念

—まちに学び まちがはぐくむ 大田のこども—

大田のこどもは、まちに「はぐくまれ」まちに「学び」まちで「輝き」ます。大田区は、子育てにおいて家庭や地域がそれぞれの役割をもち、まちの「ひと」「自然」「施設」などを生かした幼児教育を進めていきます。そして、以下のことを全ての幼児に保障します。

1 ー様々な遊びをとおして健康でしなやかな心と体が形成されるー

幼児期は、心や体が急速に発達していく時期です。幼児は日々の生活の中で友達との遊びをとおして、周りの環境に対して積極的に関わるようになり、体や運動機能の発達が促されます。また、その中で生活に必要な習慣と態度を身に付け、見通しをもって行動できるようになります。このように体はもちろんのこと、心もしなやかに成長していくためには、友達と一緒に思いきり遊べる場や、失敗しても、繰り返し取り組む中でやり遂げることのできる機会、様々な素材や遊具などに十分に触れられる機会、さらにはのびのびと自然に関わることができる環境などが大切です。

2 ー周りの人々との関わりや友達との集団生活をとおして、他者と関わる楽しさや思いやりなど、人間関係の基礎を身に付けていくー

幼児は、大人との信頼関係に支えられて、友達との遊びや集団生活をとおして、様々な生活上のきまりを理解し、自ら実行できるようになっていきます。また、友達との関わりの中かで、自分と他者の気持ちや欲求が異なることを理解し、思いやりの気持ちや自分自身を大切にすることが育っていきます。こうした態度や気持ちが培われていくためには、同年齢や異年齢の友達との遊びや生活の場や時間が十分に確保され、その中で、様々なトラブルや葛藤、互いの気持ちを思いやること、考えを出し合っただけよりよいものになるように工夫すること、一緒に活動する楽しさを味わう体験が必要です。また、高齢者など地域の人々に親しみを持ち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる体験も大切です。

3 ー自然などの身近な事象への興味や関心を育て、好奇心や探究心を発揮し学びに向かう力や創造する力などが培われるー

幼児期は本来、好奇心や探究心が旺盛で、自らすすんで身近な環境に関わろうとす

る時期です。様々なものに触れて気付いたり、発見したり、考えたり、試したりすることで、豊かな感情、好奇心、思考力などの基礎が培われます。幼児が様々なものに十分に関わって遊び、驚きや感動など心をゆり動かす体験をするためには、幼児の生活する環境に自由に触れられる自然や異なる文化に触れる活動、文化や伝統に親しむ機会、親しみを感じられる様々な人々や事物が存在することが必要です。また、それらと関わりながら、自分たちの生活とのつながりに気づき、感謝の気持ちや生命を尊重する気持ちも育っていきます。

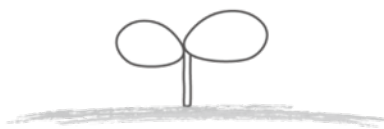
4 一日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養う一

幼児期の言葉は、身近な人との関わりをとおして少しずつ獲得されるものです。自分なりの言葉で表現したときに、相手が応答することにより話そうとする意欲が高まり、また、自分の話を聞いてもらうことにより、人の話も聞こうとするようになります。温かな人間関係の中で、自分の話したことが伝わる喜びや、相手の話を聞いてわかる喜びなどを経験することは、言葉で表現する力や言語感覚を培うことにつながります。

このように、幼児が言葉に興味や関心をもち、豊かな表現力を身に付けるためには、幼児が友達との遊びの中でやりとりする楽しさを味わえるように支援することが大切です。また、言葉の音としての美しさやおもしろさに接したり、絵本や物語などに触れて想像したりして、イメージを豊かにすることが必要です。

5 一多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにする一

幼児期の豊かな感性や表現する力を育てるには、まず、幼児が興味や関心をもって身近な環境に主体的に関わり、心がゆり動かされる感動体験を積み重ねていくことが必要です。幼児は、様々な体験の中で感動したことなどを伝えるために、自分なりに考え工夫して表現する経験を重ねることで、感性が豊かになり、表現力が育っていきます。幼児が表現しようとする意欲をもち、表現する楽しさなどを感じるということが重要であり、その充実感が創造性を豊かにしていきます。こうした幼児の表現する楽しみや意欲を十分に発揮させるためには、そのための適した時間や空間があること、自分なりに感じたイメージを素直に表現できる遊具や用具、素材などがあること、さらには共感してくれる大人や友達がいることなども必要です。



WANPUG

V 大田区の幼児教育がめざすこどもの姿

～おおた教育ビジョン「大田区の教育がめざすこども像」を踏まえて～

共に遊び 共に育ち合い 学びに向かう おおたっこ

- ・友達と一緒に遊び、楽しみながら様々な体験を積み重ねる中で、考えたり、工夫したり、協力したりしながら主体的に行動する力を身に付けるこども
- ・互いの思いや考えなどを共有したり、自分と異なる考えに気付いたりしながら学びに向き合い、互いに育ち合えるこども

健康な心と体

安定感、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活を作り出すようになる。

- 運動遊びをとおして、体を動かす気持ちよさを感じ、集中力や自己調整力、表現力や社会性を身に付けていく。
- 集団での遊びや生活の中で、主体的に見通しをもって行動できるようになり、生活に必要な習慣や態度を身に付けていく。

豊かな人間関係と社会生活の関わり

他の人々との関わりや友達との集団生活をとおして、基本的な生活習慣を身に付け、他者と関わる楽しさや思いやりなど、人間関係の基礎を身に付けていく。

- 友達と関わる中で、互いの思いや考えを共有し、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
- 身近な大人との信頼関係を基盤に、次第に社会生活との関わりを広げ、いろいろな人と親しみをもって関わるようになる。

豊かな感性と表現や興味関心のひろがり 思考力の芽生え

生活の中で、様々な体験、経験を重ね、好奇心や探究心をもって考え、言葉などで表現しながら、豊かな興味や関心と感覚をもつようになる。

- 心を動かす出来事に触れ、みずみずしい感性を基に思いを巡らせ、様々な表現を楽しむようになる。
- 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、興味や関心、感覚をもつようになる。
- 身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりするようになる。

VI 基本的な考え方と具体的な取組

基本理念に則り、大田区幼児教育振興プログラム〈2024〉の理念やめざすこどもの姿を実現するために、幼稚園・保育所、家庭、地域や関係機関などが連携し、各園・各機関等の実情を踏まえた上で、次のような具体的な取組を行います。

1 幼稚園・保育所の教育内容の充実	
基本的な考え方	<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、調和のとれた心と体を育てることが必要です。生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）を大切に、幼児教育を推進していきます。</p> <p>また、「生きる力の基礎」を育成するためには、幼児と保育者の信頼関係のもとで、幼児が自分の思いを十分に表現できるようにするなど、教育内容の充実を図ることは何より大切です。加えて、幼児の体験活動を豊かにするためには、施設や環境の整備、教材研究に努めることも必要となります。そして、実践を振り返り、教育・保育の質の評価を適切に行い、実践に生かすことも大切です。</p>
具体的な取組	<p>(1) 教育課程・保育課程、指導計画の充実</p> <p>ア 幼稚園・保育所では、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基に教育課程・保育課程を編成し、幼児の発達や地域の特色に応じた指導計画の作成を推進します。</p> <p>イ 幼稚園・保育所においては、教育内容、指導方法及び教育・保育環境について積極的に自己点検・自己評価を行い、保育・教育の質を高めます。</p>
	<p>(2) 教育・保育内容や形態の工夫</p> <p>ア 個に応じたきめ細かな指導を図るため、必要に応じて縦割り保育やチーム保育などの柔軟な保育形態を実践に取り入れます。</p> <p>イ 小学校への円滑な接続の観点から、協同的な学びを計画的に実施します。</p>
	<p>(3) 体系化された運動遊びの促進</p> <p>ア こどもの発達に即した運動遊びを計画的に取り入れて実施するよう努め、運動遊びをとおして、こどもの主体性、集中力、自己調整力、表現力、社会性を育みます。</p> <p>イ 幼児期から小学校低学年に共通する「運動遊び」の効用と実践方法や、器械・器具を使った運動につながる具体的な指導方法などについて、幼稚園教諭・保育士・小学校教員が共に共通認識を深めます。</p>
	<p>(4) 自然体験・社会体験の促進</p> <p>ア 園内に花壇や菜園を設け自然に親しんだり、飼育活動により思いやりや命の大切さを学んだりすることのできる環境づくりに努めます。</p> <p>イ 園外保育等による様々な自然体験・社会体験をさせるとともに、芸術や文化などの実物に触れる活動を推進します。</p> <p>ウ 地域にある公園等の施設を有効活用したり、地域の方と連携を図ったりしながら、園外での自然体験・社会体験を充実させます。</p>

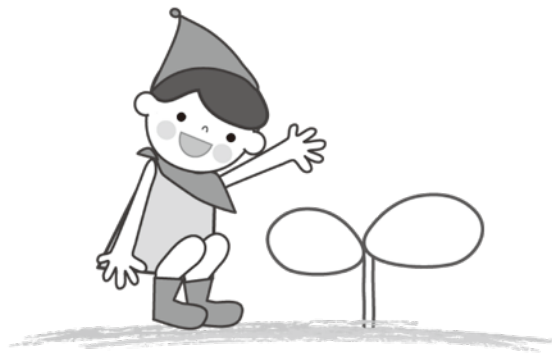
(5) 協同性や多文化共生に関する意識を育てる活動、伝え合う力を育む活動の推進

- ア 性別、能力、外見、家庭、国籍などによって人を差別することのないよう、日々の教育・保育をとおして、こどもたちが人権の意識を育める活動を推進します。
- イ 遊びの中で、自己を表現したり、友達とぶつかり合ったりする経験をとおして、相手を受容することの大切さや、自分も他者も生き生きとするような協同性を育てることに努めます。
- ウ 自分の思いが素直に表せ、友達の話や考えが自分のものとして受け止められる心や人間関係を育てるための集団づくりを進めます。
- エ 発達に合わせて遊具などの環境構成を工夫し、集団生活や遊びの中でコミュニケーション能力や社会性を育てていきます。

(6) 絵本などの児童文化財（*2）に親しむ活動の推進

- ア 絵本の読み聞かせや児童文化財をとおして、豊かな心情や文化に触れるとともに、友達との共感体験を積み重ねていきます。また、絵を見て、言葉で聞いてイメージする力を育てます。
- イ 園内の絵本の充実を図ったり、図書館等の施設を利用したりして、読書活動の充実を図ります。
- ウ 保護者や絵本の読み聞かせサークルなどのボランティア活動の参加を推進します。
- エ 家庭での絵本の読み聞かせの大切さについて、啓発活動を行います。

*2：こどもを対象とした、文化活動によって作り出されたもののうちで、歴史的・芸術的・学術的に価値のあるもの。例えば、絵本、児童図書、紙芝居、人形劇等がある。



2 幼稚園教諭・保育士の資質向上

基本的な考え方

幼稚園教諭・保育士は、保育者としての専門的な指導力の質を高めることが重要です。

例えば、幼児の発達を理解し活動の場面に応じて適切に指導できることや、自分の得意分野を伸ばすこと、保育者同士がコミュニケーションを図りつつ園全体として教育活動を展開できる協働性、身近な地域資源を知り活動の場面に応じて有効に活用できることなどが指導力として求められています。

また、保育者自身が専門的な指導力の質を高めることに対し意欲的に取り組み、すすんで様々な研修に参加するなど、自己研鑽に励む姿勢をもち続けることが重要です。

具体的な取組

(1) 体系的な園内研修等の充実

ア 保育者の専門的な指導力の質を高めるための園内研修を計画的に実施し、幼児期に育てておきたい力や具体的な指導方法・指導内容を明確にし、教育実践に生かします。

イ 保育の課題に基づいた研修を開催し、参加した保育者が各園での教育実践の充実を図ることができるよう努めます。

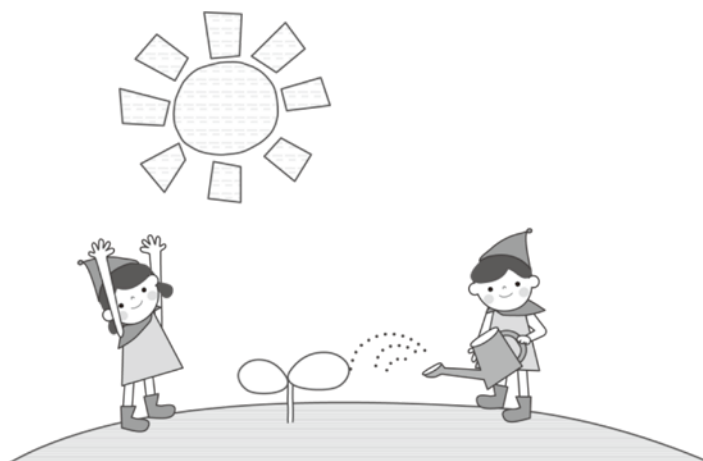
(2) 専門的な研修や交流事業の推進

ア 幼稚園教諭・保育士の合同研修会や、運動遊び指導のリーダーを養成する研修などをおとして、専門的な知識を得たり、視野を広げたりしながら、幼稚園教諭・保育士の教育実践につなげます。

イ 年間をおとしてテーマを設定した上で継続的に行う研修や、グループ討議形式の研修、キャリア（新任、中堅、管理職）や課題に応じた研修等、多様なスタイルの研修を工夫し、保育者同士の学びを深め合う機会を大切にします。

(3) 子育てを支援するための研修

ア 関係機関と連携して、カウンセリングマインドを高めるなど、保護者の子育てを支援するための研修を工夫し、充実を図ります。



3 地域に根ざした幼稚園・保育所づくりの推進

基本的な考え方

地域に根ざした幼稚園・保育所づくりを推進するためには、地域にある「もの・人・こと」を活用することが大切です。

例えば、幼児が地域に出て様々な人と交流したり、施設・設備を使ったり、自然と触れ合ったりすることで、地域のよさに気づき、愛着をもつことにつながります。

このような教育活動の充実を図るためには、地域の信頼を得ながら、幼稚園・保育所の教育活動やその成果などを積極的に情報発信するとともに、外部からの意見や評価を反映させることが必要です。また、幼稚園・保育所の教育活動などをおして、地域の人々に幼児教育の重要性について理解を得ることや、地域の子育て支援の力となる人材を育成することも、これからの幼稚園・保育所に求められている役割の一つです。

地域の人々が、幼稚園・保育所と関わっていくことは、地域と幼稚園・保育所との結び付きを強め、地域における幼児教育の取組を活性化することにつながります。

具体的な取組

(1) 地域と共に行う教育活動の推進

ア 幼稚園・保育所が安全で安心して遊べる場としての役割を果たせるよう、安全に配慮しながら地域に開かれた園づくりを推進します。

イ 祭りなどの地域行事を教育活動に取り入れたり、自治会・町会や地域のボランティア、文化サークルなどと連携し、地域のよさを活かして地域と共にごどもを育てる教育活動を推進します。

ウ 園外での遊びや行事などを実施する際、小学校等の校庭や施設などを有効に活用し、幅広い教育活動の実現を目指します。

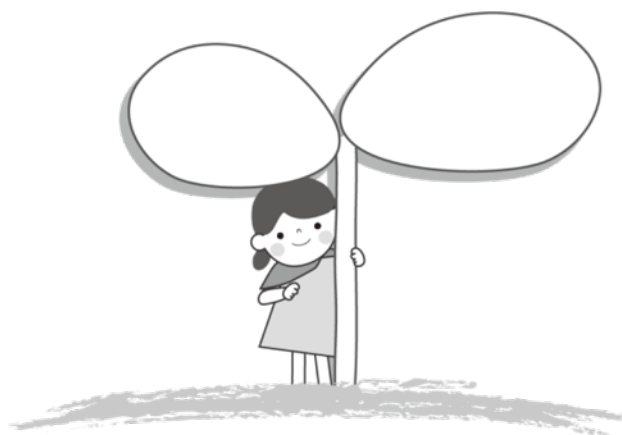
エ 地域の障がい者や高齢者と触れ合い、様々な交流の機会を大切にした教育活動を推進します。

(2) 地域人材の協力体制づくりの推進

ア 地域の人々と共に研修会や講演会等を開催したり、地域の人々が園内活動に参加したりする機会を設けます。

イ 幼児教育に関わるボランティア活動を受け入れ、様々な世代が幼児と接する体験の場を提供します。

ウ 幼児に安全な環境を提供するため、行政・警察・地域が一体となった安全・危機管理体制の構築に努めます。



WANPUG

4 特別支援教育の推進

基本的な考え方

障がいなどにより支援や配慮が必要な幼児とその保護者に対しては、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉などが一体となって支援を行うことが重要であり、そのための一貫した相談・支援体制を整備することが必要です。

支援や配慮が必要な幼児に対して、小学校などにおける教育的な支援の取組につながるように、幼稚園・保育所においても、特別支援教育に関する研修などを充実させ、適切な教育活動を行っていくことが求められています。

また、互いに個性やよさを尊重し認め合うような幼児の集団づくりが基盤となりますが、集団生活における様子などから、配慮を要する幼児やその保護者への支援も重要です。

具体的な取組

(1) 特別支援教育の充実

ア 幼児の発達や障がいの状態に応じた指導や、個別の配慮が必要な幼児への支援の充実を図るために、幼稚園教諭・保育士が特別支援教育についての理解を深める研修を実施します。

イ 合理的な配慮（*3）の視点を踏まえながら、教育・保育の環境整備を進めます。

ウ 必要に応じて園内研修を実施し、公認心理師や幼児教育相談員などの助言を活用しながら、より一層の支援の充実を図れるよう努めます。

(2) 支援体制の充実

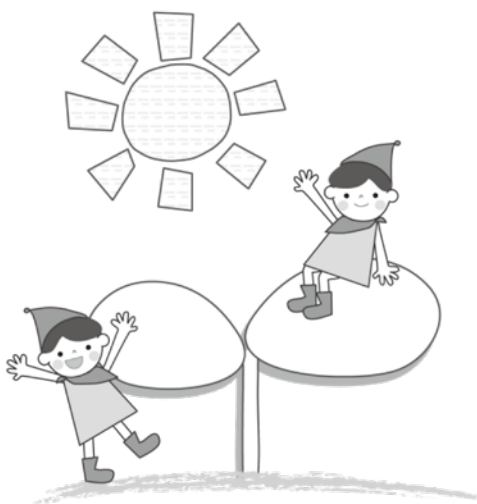
ア 特別な支援が必要な幼児や保護者に対して、幼稚園・保育所での支援体制の在り方の検討を進めます。

イ 関係機関と連携しながら、障がいのあるこどもへの療育、援助、相談、就学などの一貫した特別支援教育の体制づくりの確立に努めます。

ウ 幼稚園・保育所・小学校などと協力して保幼小地域連携協議会を開催し、個別の教育支援計画などを活用しながら、連続した支援体制の構築を目指します。

エ 電話相談、来室相談、幼稚園・保育所への訪問相談などを行い、専門家や幼児教育相談員による相談業務を実施します。

*3：障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが過ごしやすい環境を実現するために必要な配慮のこと。



5 幼稚園・保育所と小学校・中学校との連携の推進

基本的な考え方

幼児期は、遊びや身近な人との関わりをとおして、考えたり、試したり、工夫したりしながら、自発性や自主性を育て、学びに向き合うことが大切です。それが、小学校への学習の芽を育てることにつながります。「こどもの発達や学びの連続性」の観点から、幼稚園・保育所と、小学校・中学校との連携を推進していく必要があります。そして、幼児期から学童期に円滑な指導や支援が行われるためには、幼稚園・保育所と小学校とが十分に意見交換をし、課題や情報を共有するよう努めることが重要です。

また、地域の身近な人と親しみ、関わりを深める中で、幼児は豊かな人間関係を築き、思いやりの心が育っていきます。そのためには、区内すべての幼稚園・保育所が小学校と交流できるようにし、児童・生徒が幼稚園・保育所で幼児と交流することが大切です。

具体的な取組

(1) 幼児教育と小学校教育との相互理解

ア 保幼小連携合同研修会やスタートカリキュラム研修を実施し、幼稚園・保育所でのアプローチカリキュラム、小学校でのスタートカリキュラムを連続したものとして生かし、幼児教育から小学校教育への連続性がある適切な指導を推進します。

イ 幼児教育から小学校教育へとつながる教育内容、指導方法の調査・研究を進め、幼稚園・保育園・小学校の情報交換、相互理解と連携を進めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士と小中学校教員との交流促進

ア 幼稚園・保育所と小学校が継続した交流・連携を行い、保幼小の一貫した展望をもって互いの教育内容を理解し合えるような体制づくりに努めます。

イ 小中学校教員が幼稚園・保育所での教育・保育体験を行ったり、幼稚園教諭・保育士が小学校・中学校における公開授業を参観したりする体制づくりに努めます。

ウ 幼稚園・保育所、小学校・中学校、児童館、特別支援学校等が連携し、一人ひとりのこどもの課題について共通理解を図ります。

(3) 地域の幼稚園と保育所との交流促進

ア 幼稚園・保育所の教職員間の交流をとおして、教育・保育内容や子育て支援等についての情報交換ができる体制づくりを進めます。

イ 幼稚園と保育所とのこども同士の交流活動をとおして、豊かな人間関係を育む体験の機会をつくる活動を推進します。

(4) 幼児・児童・生徒の交流活動の促進

ア 幼稚園・保育所の行事や小学校における学校行事、小・中学校での生活科や総合的な学習の時間などを活用した交流活動を継続的に実施し、豊かな人間関係の構築に努めます。

イ 中学校の職場体験や夏季休業期間等の高校生などのボランティア活動をとおして、幼児と生徒・学生の触れ合いの機会をつくり、豊かな人間関係を育みます。

(5) 就学のための支援の充実

ア 保幼小地域連携協議会において、就学に向けた細やかな情報交換を行い、こども、保護者とも安心して就学を迎えられる環境づくりを進めます。

イ 就学支援シートを活用し、幼稚園・保育所と小学校で、就学に向けたこどもたちの情報共有に努めます。

6 家庭や地域に対する子育て支援の充実

基本的な考え方

少子化・核家族化によって、生活の中で小さいこどもとの関わりが少なくなったことから、子育てに不安を抱えている保護者が増えています。このような観点から、保護者が家庭教育の重要性を認識し、教育・保育の情報を適切に生かしながら心にゆとりをもった子育てができるよう、家庭教育を支援することが必要です。

そのためには、幼稚園・保育所が中心となり、未就園児の保護者を含めて、家庭や地域の子育てを支援するための具体的な取組が求められています。保護者同士が気軽に集うことができる機会を設けたり、子育てについて話し合う場を充実させたりすることが必要であるとともに、保護者が自信をもってこどもに関わり子育てを行うことができるよう、保護者の自主的な活動などに対して支援するという考え方も重要です。

幼稚園・保育所で実施される家庭教育支援が定着することによって、保護者をはじめ、地域の大人がこどもを慈しむ気持ちや、こどもの尊厳を大切にしながら一人ひとりの育ちを支えていこうとする意識を高めることにつながっていきます。

具体的な取組

(1) 保護者や地域の人々への子育て支援の充実

ア 保護者が気軽に相談したり園生活などを参観したりできる体制を整備します。

イ 未就園児などに園庭、園舎を、親とこどもの育ちの場として提供します。

ウ こどもの発達に応じた子育てに関するイベントや講演会を実施します。

(2) 保護者同士や地域との輪づくり

ア 保護者会で他のこどもと触れ合う機会をつくり、保護者同士が交流できる場をつくることを進めます。

イ 幼稚園・保育所が開催する行事をとおして、親子で運動遊びを行ったり料理体験をしたりするなど、親子が一緒に楽しく参加できる活動を工夫し、家庭教育支援の充実を図ります。

ウ 幼稚園・保育所だよりやホームページなどをとおして、子育てに関する情報を発信します。



Ⅶ 本プログラムにおける幼児教育センターの役割

事業名	内容	対応する取組 (Ⅵ)
1 幼稚園教諭・保育士の資質向上のための研修		
幼稚園教諭・保育士合同研修会	幼児教育機関の教職員同士が交流しながら、資質向上のための研修を実施することで、区内全体の幼児教育の充実を図る。	2
公開保育研究協議会	幼児教育の実践のために有用なテーマで園内研修を行う場合に、幼児教育センターが開催園と連携しながら支援を行う。	2
特別支援教育エリアネットワーク研修会 ※指導課共催	関係機関の連携を深め、エリアネットワークを充実させるとともに、校内支援体制の構築、障がいのある幼児・児童・生徒に対する具体的な指導方法や支援の在り方への理解を深め、切れ目ない支援を実現させることを目的とした研修会を行う。	2・4
2 保幼小中の連携・接続・交流		
幼児教育機関連絡協議会	各幼児教育機関の代表が集まり、大田区における幼児教育に関する施策の円滑な展開を図るため、幼児教育振興施策などについて協議する。	1・3・5
保幼小地域連携協議会	各地域における保育者と小学校教員との間で、就学するこどもたちの学習環境・教育環境の整備を図るため、協議等を通じて情報交換を行う。	3・4・5
保幼小連携合同研修会	幼稚園教諭、保育士、小学校教員でグループを組み、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムについて協議する。	1・2・5
交流活動へのコーディネート	区内の幼稚園・保育所と小・中学校の交流活動をコーディネートする。	3・5
3 運動遊び実技研修		
幼児期運動指導（運動遊び指導）リーダー保育者養成研修	こどもの発達と運動の効用、幼児期の効果的な運動指導の方法について理解を深める研修を実施し、幼児期の運動指導者のリーダーを養成する。習熟度別研修会を実施するなど、研修内容や開催方法を工夫し、継続して運動指導者養成を行う。	1・2
保幼小連携運動遊び指導者研修会	幼児期から小学校低学年に共通する「運動遊び」の効用や実践方法などについての研修を実施し、保幼小間で連携を図りながら、乳幼児期からの連続性を踏まえた運動指導の充実を図る。	1・2・5

事業名	内容	対応する取組 (VI)
4 家庭・地域への教育の支援		
家庭教育支援講座	こどもの発達に即した親子で楽しめる講座を実施することで、保護者が教育情報を適切に生かしながら、こどもの健やかな成長を支えていけるように支援を行う。	6
幼児教育相談	電話相談・来室相談・訪問相談の実施や、私立幼稚園向けに訪問相談における臨床心理士の同行を行う。	4・6
5 幼児教育の課題解決に向けた調査・研究		
質の高い研修会・講座に向けての検証	研修会や講座後に参加者から寄せられるアンケートの評価から、達成状況や取組の適切さについて検証する。	2
幼児教育センターによる調査研究活動 (小学校第1学年支援活動)	幼児教育センター所員が小学校1年生の学級支援に携わりながら、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る指導の工夫について考察し、幼児教育関連機関への情報提供と研修会の計画に生かす。	1・3・5
6 私立幼稚園・私立保育園等との連携		
私立幼稚園・私立保育園等への研修への参加の働きかけ	私立幼稚園・私立保育園等に幼児教育センター主催の研修案内を送付し、参加を働きかける。	1・2
私立幼稚園への相談・助言	私学行政担当による私立幼稚園への実地調査に同行し、必要に応じて相談・助言を行う。	1・3
7 幼児教育スタートプラン・架け橋プログラムへの取り組み		
接続期カリキュラムの作成へ向けた取り組み	小学校におけるスタートアップカリキュラムと幼児教育関連機関におけるアプローチカリキュラムの研究と作成の支援をするために、研修会や学習会を企画する。また、アプローチカリキュラムからスタートカリキュラムへと滑らかにつながる「接続期カリキュラム」や「架け橋期スタンダードプラン」の作成を計画的に進めていく。	1・5

Ⅷ 本プログラムに関わる関係機関等

[大田区]

教育委員会 教育総務部

- ・ 幼児教育センター …………… (5 7 4 4) 1 6 1 8
 (幼児教育相談) …………… (6 3 0 3) 5 5 5 0 (教育センター内)
- ・ 教育総務課 私学行政担当 …… (5 7 4 4) 1 6 1 9
- ・ 教育センター (就学相談) …… (5 7 4 8) 1 2 0 2

こども家庭部

- ・ 子育て支援課 …………… (5 7 4 4) 1 2 7 2
- ・ 子ども家庭支援センター …… (5 7 5 3) 1 1 5 3
- ・ 保育サービス課 …………… (5 7 4 4) 1 2 7 9

健康政策部 (保健所)

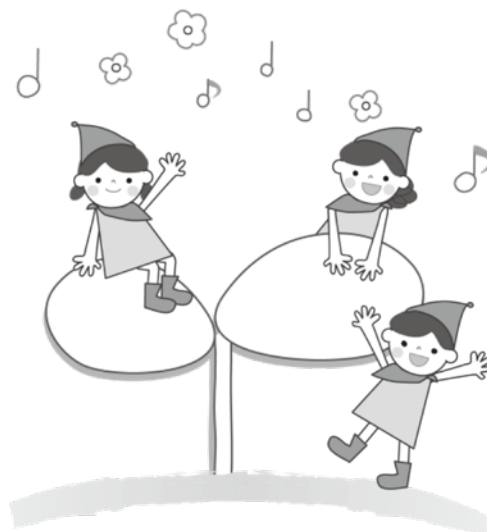
- ・ 大森地域健康課 …………… (5 7 6 4) 0 6 6 1
- ・ 調布地域健康課 …………… (3 7 2 6) 4 1 4 5
- ・ 蒲田地域健康課 …………… (5 7 1 3) 1 7 0 1
- ・ 糀谷・羽田地域健康課 …… (3 7 4 3) 4 1 6 1

障がい者総合サポートセンター

- ・ 支援調整担当 (児童発達) …… (6 4 2 9) 8 5 4 9
- ・ こども発達センターわかばの家 (3 7 5 7) 7 7 6 1

[東京都]

品川児童相談所 …………… (3 4 7 4) 5 4 4 2



WANPUG



令和6年4月発行

大田区幼児教育振興プログラム〈2024〉

発行 大田区教育委員会
幼児教育センター

所在地 東京都大田区蒲田5-37-1
ニッセイアロマスクエア5階

電話 03(5744)1618(直通)